

## 川崎市循環型社会形成推進計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

### 1 概要

川崎市では、循環型社会に向けて、一般廃棄物処理基本計画及び産業廃棄物処理指導計画に基づき取組を推進しているところですが、国では循環経済への移行を国家戦略として位置づけるなど、脱炭素化をはじめとする社会環境が大きく変化しております。

こうした状況を踏まえ、より一層の資源循環の推進を図るため、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず、一体的な計画として「川崎市循環型社会形成推進計画（案）」を取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集しました。

その結果、29通（意見総数90件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	「川崎市循環型社会形成推進計画（案）」に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7年11月26日（水）から12月26日（金）まで
意見の提出方法	意見提出フォーム、ファクス、郵送、持参など
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市政だより（12月1日号掲載）、環境情報（12月1日号）</li><li>・市民説明会（12月8日、10日開催）、関係団体等への出前説明</li><li>・市ホームページ</li><li>・SNS、メールマガジン</li><li>・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）</li><li>・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館</li><li>・ヨネッティー王禅寺、王禅寺エコ暮らし環境館、かわさきエコ暮らし未来館、川崎市地球温暖化防止活動推進センター、各生活環境事業所、各処理センター</li><li>・環境局生活環境部廃棄物政策担当（川崎市役所本庁舎20階）</li></ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページ</li><li>・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）</li><li>・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館</li><li>・ヨネッティー王禅寺、王禅寺エコ暮らし環境館、かわさきエコ暮らし未来館、川崎市地球温暖化防止活動推進センター、各生活環境事業所、各処理センター</li><li>・環境局生活環境部廃棄物政策担当（川崎市役所本庁舎20階）</li></ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		29通（90件）
内訳	意見提出フォーム（電子メール含む）	21通（66件）
	ファクス	4通（10件）
	郵送・持参	0通（0件）
	市民説明会	4通（14件）

### 4 御意見の内容と対応

行動計画に関する意見を中心に、資源循環の高度化、脱炭素化の加速、プラスチック使用量削減や分別徹底を求める意見が寄せられました。

寄せられた意見が、案に沿ったもの、案に対する質問・要望などであったことから、用字や図表の所要の整備を行った上で、「川崎市循環型社会形成推進計画」を策定いたしました。

#### 【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

#### 【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 計画全体に関すること	0	11	0	6	1	18
2 基本計画に関すること	0	11	0	4	0	15
3 行動計画に関すること	0	30	0	21	0	51
4 その他	0	0	0	5	1	6
計	0	52	0	36	2	90

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 計画全般に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>現行の計画において目標値を前倒しでほぼクリアできたことは行政・企業・市民が三位一体となり取り組んできた成果だと思う。計画の内容に賛同する。</p> <p>【同趣旨の御意見としてほか1件】</p>	<p>本計画に掲げた目標の達成に向け、着実に取組を進めてまいります。</p>	<b>B</b>
2	<p>2050年のあるべき姿、12年間の基本計画、4年間の行動計画という中期～長期の計画構成は非常に良い。PDCAサイクルで継続的にチェック・改善を実施しながら進めて欲しい。</p>	<p>PDCAサイクルに基づき、取組の進捗を定期的に確認し、必要に応じて改善を行うことで、継続的かつ効果的に進めてまいります。</p>	<b>B</b>
3	<p>本計画を進めるにあたり、他局でも取組が積極的に進むように環境局が主体となって他局との連携を進めて欲しい。</p>	<p>環境局を中心に、関係局と連携しながら横断的な取組を進めてまいります。</p>	<b>B</b>
4	<p>一般廃棄物と産業廃棄物の枠組みにとらわれずとは、こういったことか教えて欲しい。</p>	<p>国の方針を踏まえ、本市は一般廃棄物・産業廃棄物の枠を超え、素材・製品に着目した高度なリサイクルを進めるため、それぞれの計画を統合し資源循環を進めてまいります。【本編P6、10参照】</p>	<b>D</b>
5	<p>現状、一般廃棄物と産業廃棄物は完全に区別されていると思うが、そういったものを同等に扱うことは凄く良いことだとは思う。</p>	<p>循環経済への移行に向けて、一般廃棄物や産業廃棄物を区別することなく、素材・製品別の高度なリサイクルを進めてまいります。</p> <p>【本編P8参照】</p>	<b>B</b>
6	<p>ごみの焼却処分は温室効果ガスの排出を増やし、地球温暖化を助長するため、焼却処分には反対です。代替処理方法について、市民全員で代替案を協議すべきと考える。</p>	<p>温室効果ガス削減のため焼却量を最優先で減らしてまいります。</p> <p>なお、衛生や安全の観点からやむを得ず焼却する場合には、熱回収を徹底し、エネルギーを有効活用することで、温室効果ガス削減に貢献してまいります。【本編P49参照】</p>	<b>B</b>
7	<p>一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含した資源循環を進める中においても企業責任をあいまいにしないほしい。</p>	<p>事業者の役割である廃棄物の発生抑制、適正処理、資源化促進などの基本的な責任はあいまいにせず、資源循環の取組を進めてまいります。</p> <p>【本編P68参照】</p>	<b>B</b>
8	<p>資源循環には再生品の積極的な利用が必要であるため、再生品を消費税の対象外として需要を促進させることを提案する。</p>	<p>消費税は国の税制により定められる事項となります。</p> <p>本計画は循環経済の移行に向けて、再生材の利用促進を図るために製造事業者や消費者等への取組を進めてまいります。</p> <p>【本編P136 事業No.01参照】</p>	<b>E</b>

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	本計画では、一般廃棄物と産業廃棄物の枠組みに捉われない、素材別の高度リサイクルを推進する方針が示されており、政令指定都市の強みを活かした素晴らしい施策であると考えます。	一般廃棄物と産業廃棄物の枠組みに捉われない素材別の高度リサイクルは、資源循環の更なる推進に向けて重要な取組であると認識しております。今後も本市の強みを活かし、関係事業者や団体と連携しながら、循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクルなどの取組を進めてまいります。【本編 P136 事業 No. 02 参照】	B
10	産業廃棄物は排出事業者には責任があるが、認識の薄い事業者が多い。市内 40,000 事業所以上ある事業所ごとに行政が個別対応するのは難しいため、廃棄物排出税を導入することで排出者の意識を高めさせることを提案する。	産業廃棄物に関する課税制度については、国における議論や他自治体の取組状況を踏まえ、引き続きその動向を注視してまいります。 また、排出事業者の認識向上に向けて、広報や情報発信に加え、説明会での優良事例の紹介や立入検査における指導・助言を行い、事業者への支援と指導の充実を図ってまいります。 【本編 P141 事業 No. 11、P151 事業 No. 33、P162 事業 No. 61 参照】	D
11	廃棄物処理法の特例導入や規制緩和に向けた検討をお願いしたい。	国の方針や法令改正の動向を注視し、必要に応じて関係機関と連携しながら、国に対して意見提案等を行ってまいります。	D
12	関係法令の許可申請や手続きについて一層の協力をお願いしたい。	廃棄物処理法及び各種リサイクル法に基づく事業者指導や情報提供を行うとともに、許可申請や各種手続きに関する相談に対応することにより、適正処理及びリサイクルの推進に資する取組を進めてまいります。【本編 P162 事業 No. 61 参照】	B
13	資源循環の高度リサイクル促進に向けて、産業廃棄物・一般廃棄物の処理業や施設許可申請等の一元化や簡略化などの対応がなされることを期待する。	処理業や施設許可の申請につきましては、法令に基づき手続きが定められていることから、本市の裁量により一元化や簡略化を行うことはできません。	D
14	廃プラスチック類の水平リサイクルを実現するには、多額な設備投資に加え許認可取得の課題があると考えている。リサイクルを推進するためにも施設設置許可手続きの簡素化を要望する。	一方で、許認可手続きの円滑化を図る観点から、事前手続きの簡略化等について、事業者のニーズや他都市の取組事例を踏まえ、引き続き検討してまいります。	
15	市がプラットフォームとなり、資源化を求める排出事業者と高度なリサイクル技術を持つ処理業者や分別回収を担う運搬業者を繋ぐマッチング機能を強化することを要望する。特に、焼却ごみの多くを占める紙類やプラスチック類の資源化ルートへの誘導を促進して欲しい。	本計画では、資源循環・循環経済への移行を目指し、市内の高度なリサイクル産業を活用した連携の推進を図ってまいります。また、排出事業者と処理事業者をつなぐ情報提供やマッチング機能についても、今後の取組の中で検討してまいります。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	<p>廃棄物部門のCO<sub>2</sub>排出増加は焼却が原因のため、焼却ごみ削減が課題である。しかし、こうしたデータは廃棄物関連資料にほとんど示されていない。温暖化防止と廃棄物削減は重要な課題であるため、計画には多角的な視点で記載することを要望する。</p>	<p>廃棄物を燃料として利用する取組（廃棄物原燃料）は、廃棄物部門のCO<sub>2</sub>排出を増加させる一方、市全体では化石燃料削減により温室効果ガスの削減に寄与しています。温室効果ガスの詳細データは「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」及び「同実施計画」に記載しており、両計画の連携を図りながら取組を進めてまいります。</p>	D
17	<p>循環型社会に向けた計画を策定することは、市民の意識を高めることにつながると思う。</p>	<p>本計画の策定は、循環型社会の形成に向けた市の方針や取組を明確に示すものであり、身近な行動が資源循環につながることを理解していただく契機になると考えます。今後も、計画の内容や進捗を分かりやすく発信し、市民の意識向上と行動変容につながるよう努めてまいります。</p>	B

(2) 基本計画に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
18	脱炭素化のため、焼却量を大幅に削減するとの基本方針には賛成する。	徹底的な 3R の推進により焼却量を大幅に削減し、資源循環・脱炭素化の取組を進めてまいります。【本編 P42 参照】	B
19	1 人 1 日あたりのごみ排出量が政令市で 1 位というが、50 万都市では八王子が 1 位で、八王子の周辺では日野市や小金井市などの方がさらに少なく 1 人 500 g くらいである。川崎市はもっと頑張ってもらいたい。	限りなくごみをつくらない社会の実現に向けて、市民・事業者と共に環境意識をより一層醸成し、徹底的な 3R+Renewable（再生可能な資源に替える）を進めてまいります。【本編 P42 参照】	B
20	産業廃棄物の再生利用の目標値を現状維持ではなく少しでも増やしてほしい。特に 2037 年度の目標も現状維持だったので、高めて 50% を目指すくらい野心的な目標を立てていただきたい。	<p>産業廃棄物の再生利用率の目標値については、国の「循環型社会形成推進基本計画」における目標設定の考え方を踏まえて設定しております。全国的に再生利用率の低下が見込まれ、国の目標値も現状維持とされています。</p> <p>本市では、再生利用が難しい業種が多い産業構造の特性から、再生利用率が全国平均以上に低下することが見込まれており、現状水準の維持はチャレンジングな目標であると考えております。このため、2037 年度の目標は現状維持としていますが、今後も再生利用の促進に向けた取組を着実に進めることで、可能な限り再生利用率の向上に努めてまいります。【本編 P46 参照】</p>	D
21	指標の 3 に「温室効果ガス総排出量」という項目があるが、内容が市役所の廃棄物処理に伴う排出量のみで、家庭系や事業系を含まないのはなぜか。	市役所の排出量には家庭と事業所で排出されたごみの焼却分が含まれています。温室効果ガスの約 97% が化石燃料由来のプラスチック等です。家庭から排出されるプラスチックの約 6 割が未分別で焼却されているため、プラスチックや合成繊維の発生抑制と分別徹底が重要となります。今後、脱炭素化と資源化の両面から、こうした取組を着実に進めてまいります。【本編 P71 コラム 03 参照】	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
22	衣料品や新聞紙・雑誌・書籍等は行政が関与せずに民間が回収していることから、計画の指標に盛り込まれていないと思うが、環境汚染等の観点からモニタリングは必要であり、計画には何らかの言及が必要と考える。	本市では町内会や PTA 等と連携し、新聞や古着などの資源集団回収を実施するとともに、区役所等でも古着等の拠点回収を行い、年間の排出量を把握しています。 合成繊維の焼却による温室効果ガス排出を削減するため、事業者による回収やリユース・リサイクルを促進してまいります。 【本編 P125 参照】	D
23	過剰包装を減らすなど、そもそもプラスチックの使用量を減らす視点が重要である。	国や関係団体等に環境配慮設計の働きかけを行うとともに、多様な媒体を活用して市民・事業者へ情報発信し、3R+Renewable（再生可能な資源に替える）に対する意識啓発を進めてまいります。 【本編 P136 事業 No. 01、P140 事業 No. 09 参照】	B
24	商品に対して過大なパッケージが使用されている状況についても行政の立場から意見をしてほしい。	国の環境配慮設計に基づく取組を一層推進するため、国や関係団体等に対して積極的に働きかけ、製品や包装のリデュースを進めてまいります。【本編 P136 事業 No. 01 参照】	B
25	廃プラスチック再生利用の出口確保が課題であるため、臨海部の強みを活かしたケミカルリサイクル等の循環スキームを計画に具体化することで、資源依存低減、CO <sub>2</sub> 削減、地域内資源循環を同時に達成し、市ならではの CE モデル確立ができると考える。	廃プラスチックの再生利用における出口確保は重要な課題であると認識しております。関係事業者や団体と連携したプロジェクトなど素材・製品の水平リサイクルや高度リサイクルの取組を進めてまいります。また、臨海部においては「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」にてケミカルリサイクル等の炭素循環型コンビナートを位置づけておりますので連携を図ってまいります。 【本編 P136 事業 No. 01、02、P137 事業 No. 03、04 参照】	B
26	建設系混合廃棄物中の廃プラ分別・リサイクルには課題があり、多品種や汚れで熱回収しかできないものも多い。原料リサイクル推進に加え、RPF 等の燃料化も視野に再生利用を進める必要がある。	建設系混合廃棄物中の廃プラスチック類は、多品種性や汚れにより分別・リサイクルが難しい課題があります。本市では、産業廃棄物の再生利用量の算定において RPF 化を再生利用として位置付けており、原料リサイクルとあわせて有効な再生利用手法の一つと考えています。今後も関係事業者と連携し、資源循環に向けた取組を進めてまいります。 【本編 P137 事業 No. 04 参照】	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
27	企業や市民、特に若い世代への環境教育・啓発活動を推進し、高いレベルでの環境問題意識を持つことが重要である。	多様な媒体を活用して市民・事業者に資源物とごみ分別ルール等を情報発信するとともに、幼児・低年齢層を含む多様な市民への環境教育・環境学習を促進するなど、若年層や高齢者、外国人等への普及啓発を行い、地球環境に配慮した意識の醸成や行動変容を促進してまいります。 【本編 P140 事業 No. 09、10、P141 事業 No. 11、P142 事業No.12~14 参照】	B
28	新たな計画においても温室効果ガス排出量の大きな原因である廃プラスチック類の資源化に重点をおいて進めて欲しい。	家庭系は、プラスチック資源一括回収によるリサイクルの推進を図ってまいります。また、事業系は、再資源化促進のため情報提供や事例紹介を行い、マテリアル・ケミカルリサイクルへ誘導し、市民・事業者・行政の協働を進めてまいります。 【本編 P146 事業 No. 21、22、P151 事業 No. 33 参照】	B
29	木くずを資源として活用し、再生可能エネルギー由来の電力に変換する仕組みがある。この電力は市内への供給も可能であり、川崎市の循環型社会形成に寄与できると考えている。	事業系の木くず等の資源化を推進するため、市内リサイクル事業者の情報を掲載したチラシ等を活用し、引き続き、リサイクルルートへの誘導を進めてまいります。【本編 P149 事業 No. 30 参照】	B
30	災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向けて、他の自治体との連携も必要だと思うが、川崎市内の処理施設の早期復旧の支援もお願いしたい。	処理事業者の事業計画書における業務継続計画や災害廃棄物処理に関する計画の確認を通じて、処理施設の早期復旧など、処理事業者の事業活動継続に向けた対策の推進を図ってまいります。 【本編 P162 事業 No. 60 参照】	D
31	排出されたプラスチックが商品として手元に戻っていることを知ることによりリサイクルする意欲がわくと考える。	リサイクルの実感を高める取組は、市民の意識醸成に有効ですので、引き続き、事業者との連携や情報発信の充実を図り、取組を一層進めてまいります。	B
32	指標による評価が具体的で、毎年ホームページで公開される点は大変良いと思うが、傾向を分かりやすくするために、前年との増減も併せて掲載すべきだと思う。	傾向をより分かりやすくするため、今後も前年との比較（増減）も併せて掲載し、市民に分かりやすい情報提供に努めてまいります。	B

(3) 行動計画に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	<p>「ごみを電気に」というポスターは、あたかも“ごみをたくさん出して電気を作ろう”という意味に受け取られかねず、市民に誤解を与える。</p>	<p>3R+Renewable（再生可能な資源に替える）を基本とし、焼却せざるを得ないごみは、熱回収でエネルギーを有効活用し、温室効果ガス削減に貢献してまいります。ポスターは、焼却せざるを得ないごみも電気として市内で有効活用されていることを知ってもらう意図として作成したものです。</p>	D
34	<p>家庭系ごみの減量化・資源化の取組に廃食用油が含まれていない。廃食用油は SAF で注目を集めているが、BDF や発電などに活用でき、災害時にも役立つ重要な地域資源である。市外流出を防ぎ、東京都や横浜市のように積極的な取組を検討して欲しい。また、市として廃食用油の回収の取り組みをぜひ進めて欲しい。 【同趣旨の御意見としてほか2件】</p>	<p>循環経済の移行に向け、様々な素材のリサイクルに向けて民間事業者との取組を推進しています。現時点では、本市による廃食用油の回収は予定しておりませんが、市民団体や民間事業者の取組を市ホームページで紹介するなど、連携を図りながら資源循環の取組を広げてまいります。【本編 P123 参照】</p>	D
35	<p>隣接都市に立地するバイオガス発電施設へ事業系食品廃棄物を誘導することで焼却処理量を減らし CO<sub>2</sub> 発生抑制につながると考える。バイオガス発電施設と川崎市が連携協定を締結する等の検討をしてほしい。</p>	<p>事業者と連携した食品ロス削減を重点事業として位置付け、事業系食品廃棄物の飼料化や堆肥化、バイオガス発電などへのリサイクル誘導や、小売事業者・飲食店等との連携強化を進めてまいります。 【本編 P126 参照】</p>	B
36	<p>川崎市と連携して取組を進めているが、引き続き、事業者支援を行っていただきたい。</p>	<p>事業者と連携し、循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクルや、資源循環に資する分別方法・高度リサイクル技術の情報提供など、事業者支援を進めてまいります。【本編 P137 事業 No. 03 参照】</p>	B
37	<p>高度化法や大臣認定などの制度をどのように進めていくのか。</p>	<p>国が示す循環経済への移行方針に沿って素材・製品別の資源循環を進めるとともに、再資源化事業等高度化法やプラスチック資源循環法に基づく国認定制度について、排出事業者や処理事業者に対する情報提供を行い、制度の活用を促進してまいります。 【本編 P136 事業 No. 02、P137 事業 No. 04 参照】</p>	D
38	<p>川崎市には高度な環境技術を持つ事業者が多く、これを活かせば高度リサイクルが可能であるため、メーカー・処分業者・再生事業者が知見を共有し、課題解決を検討する場を設けることで、新たな発想や連携が生まれると考える。</p>	<p>課題解決を図るため、事業者間の連携を促進するマッチング支援を通じて、高度リサイクルの取組を推進してまいります。 【本編 P136 事業 No. 02 参照】</p>	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
39	ごみ削減やごみをつくらない社会を目指していることは理解できたが、プラスチック利用の抑制や代替品の利用促進といった施策は検討されているのか。もし未検討なら、そうした内容も計画に盛り込んでほしい。	循環経済の実現に向け、国や関係団体等に環境配慮設計を呼びかけるとともに、多様な媒体を活用して市民や事業者へ3R+Renewable（再生可能な資源に替える）の取組を周知し、意識啓発を進めてまいります。【本編 P136 事業 No. 01、P140 事業 No. 09 参照】	B
40	太陽光パネルのリサイクル誘導や、リチウム電池・紙おむつなどの課題解決に向け、市と処理業者の連携強化を期待。高度リサイクル促進のため、県外の既存許可業者も積極活用すべきだと考える。	国の制度や業界の取組を踏まえ、排出事業者の高度リサイクル誘導と適正処理を推進してまいります。また、処理業者との連携を強化し、法令遵守と安全性を確保したうえで広域連携等を検討するとともに、国のガイドラインや他都市の事例を参考に、地域特性を活かした高度リサイクルを進めてまいります。【本編 P137 事業 No. 03、P162 事業 No. 61 参照】	B
41	余熱の利用促進が掲げられているが、それとともに廃棄物発電や自然再生エネルギーの開発をもっと広げて欲しい。	余熱利用市民施設や廃棄物発電の供給事業者と連携し、地域での利用を進めてまいります。再生可能エネルギーは、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、2030年度までに33万kW以上の導入を目指してまいります。【本編 P138 事業 No. 05 参照】	B
42	バイオプラスチックを使うなど促すのも重要ではないか。	多様な媒体を活用し、市民や事業者には資源物やごみ分別ルール等の情報発信を行うとともに、Renewable（再生可能な資源に替える）に対する意識啓発を進めてまいります。【本編 P140 事業 No. 09 参照】	B
43	市がリチウムイオン電池の回収を始めたことで、行政が本気で取り組んでいると感じた。	本市では、リチウムイオン電池がごみに混入することによる火災防止に加え、市民の皆様が排出しやすい環境を整えるため、令和7年11月から行政回収を開始しました。引き続き、各種広報媒体を活用し、適正な排出方法の周知を進めてまいります。【本編 P140 事業 No. 10 参照】	B
44	廃棄物処理場では、たった一つのリチウムイオン電池や製品が混入しただけで火災の原因となる。事業者側でいくら気を付けていても防げない部分があるため、規制かポイントなどの還元策を実施し、火災予防や分別意識を高めていくことが必要だと思う。	リチウムイオン電池の火災防止のため、市民に向けて各種広報媒体を活用した適正な出し方に関する効果的な広報を実施してまいります。事業者に対しては、立入検査等を通じて適正処理を指導してまいります。また、国の「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を踏まえ、国や関係機関と連携し、分別向上の取組を進めてまいります。【本編 P140 事業 No. 10、P162 事業 No. 61 参照】	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
45	<p>計画を事業者と市民に理解してもらい実行に移せるかがポイントになってくると思うので、意識付けと規制や還元策等の目に見える取組を期待する。</p>	<p>多様な媒体を活用して市民・事業者に資源物とごみ分別ルールや資源循環の重要性等を情報発信するとともに、関係機関等と連携し、転入等の節目に効果的な広報を実施するなど、若年層や高齢者、外国人等への普及啓発の充実を図ることにより行動変容を促します。また、国や関係機関と連携し循環型社会の実現に向けて取組を進めてまいります。</p> <p>【本編 P140 事業 No. 09、10、P141 事業 No. 11、P162 事業 No. 61 参照】</p>	B
46	<p>プラごみを分けずに普通ごみを出す人が多いと感じる。プラごみの100%再資源化を目指すのであればもっと広報の努力が必要だと思う。</p>	<p>多様な媒体を活用して市民・事業者に資源物とごみ分別ルールやプラスチック資源循環の重要性等を情報発信するとともに、関係機関等と連携し、転入等の節目に効果的な広報を実施するなど、若年層や高齢者、外国人等への普及啓発の充実を図ることにより行動変容を促してまいります。【本編 P140 事業 No. 9、10、P146 事業 No. 22 参照】</p>	B
47	<p>プラスチック製容器包装の分別率が低い現状については、若年層の分別知識が低いことがデータで示されている。また、日本語の理解が難しい市民への情報提供を充実させるため、多言語での説明や支援の強化が望まれる。なお、外国人市民を原因とする誤解を招かないよう、表現には十分な配慮が必要である。</p>	<p>多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報発信に向け、誰もがわかりやすく分別ルール等を理解できるようリーフレットなどを作成するとともに、関係機関等と連携し、転入等の節目に効果的な広報を実施するなど、若年層や高齢者、外国人等への普及啓発の充実を図るとともに、分別ルールを守れていない排出者への対策を強化し、分別率の向上を図ってまいります。</p> <p>【本編 P140 事業 No. 10、P146 事業 No. 22 参照】</p>	D
48	<p>別途、各言語による分別ルール説明資料や地域での説明の機会を設けていくことが必要である。</p>	<p>多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報発信に向け、誰もがわかりやすく分別ルール等を理解できるようリーフレットなどを作成するとともに、関係機関等と連携し、転入等の節目に効果的な広報を実施するなど、外国人等への普及啓発の充実を図ってまいります。【本編 P140 事業 No. 10 参照】</p>	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
49	<p>「若年層に向けた対策」として具体的に何に取り組むのか。また、「効率的な広報」とあるが、効率よりも着実に対象に届き理解を促す取り組みが重要であり、単に触れ回る広報では不足で、行動に繋げる具体的な対策案の記述がないことに不安を感じる。</p>	<p>具体的な対策については、本編 P140 事業 No. 09 や P146 事業 No. 22 に記載のとおり、ターゲットに応じた SNS やアプリ等の広報媒体を活用した普及啓発を行うとともに、分別排出を守れていない排出者を対象とした啓発の実施、警告シールの貼付や収集留保などの分別排出指導を検討するなど、排出ルール徹底に向けた対策強化を図ってまいります。</p>	B
50	<p>プラスチック対策は重要だが、分別率向上ばかりで削減推進が後手に回っている。3Rの基本は「リデュース（削減）」であり削減対策と市民への認知促進に取り組むことが必要である。</p>	<p>「リデュース（削減）」の取組として、多様な媒体を活用した市民・事業者への情報発信を行うとともに、幼児・低年齢層を含む多様な市民への環境教育・環境学習、イベント等での啓発活動の充実等を進めてまいります。これらの取組を通じて、3R+Renewable（再生可能な資源に替える）への意識啓発を図り、ワンウェイプラスチック等の削減や簡易包装の選択など、ごみの削減の重要性をより一層周知し、行動変容を促してまいります。</p> <p>【本編 P140 事業 No. 09、P142 事業 No. 12、14、P143 事業 No. 16、P147 事業 No. 23 参照】</p>	B
51	<p>各地域で、たばこの吸い殻やペットボトルなどのポイ捨てが散見されるため、景観の維持や火災防止等の観点からポイ捨てに対するペナルティを設けることが必要と考えるので計画に記載してほしい。</p>	<p>「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」に基づき、主要駅周辺等の重点区域において、ポイ捨てや路上喫煙に過料を科しています。市民の意識啓発やモラルの向上を図るため、引き続き、各主体が取り組むまち美化活動の見える化を進め、活動の一層の活性化を図るとともに、主要駅において啓発・清掃活動を実施してまいります。</p> <p>【本編 P145 事業 No. 20 参照】</p>	D
52	<p>家庭から出るプラスチック資源のリサイクルにはサーマルリサイクルも含まれているのか。</p>	<p>家庭から回収したプラスチック資源は、マテリアルやケミカルリサイクルを実施しています。【本編 P146 事業 No. 21 参照】</p>	D
53	<p>廃プラスチックごみの中に禁忌物が混入しないように分別の徹底をお願いしたい。</p>	<p>資源物とごみの分別の徹底に向け、ターゲットに合わせた広報を行うとともに、分別ルールを守れていない排出者への啓発を進めてまいります。また、警告シールの貼付や収集留保など収集時の指導強化等を検討してまいります。【本編 P146 事業 No. 22 参照】</p>	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
54	<p>人口増加の中でごみ総量は減少しているが資源化率は停滞している。ミックスペーパーや資源回収量が減少した要因分析と対策が必要であり、循環型社会への移行には資源循環を重点的に検討すべきと考える。</p>	<p>ミックスペーパーや資源集団回収量の減少については、ペーパーレス化や生活スタイルの変化が主な要因と考えられ、ごみ総排出量は減少傾向にある一方、焼却ごみの中にミックスペーパー等の資源化が可能な紙類やプラスチック類が多く含まれている状況です。こういった状況を踏まえ、プラスチック資源の一括回収の推進やターゲットに合わせた広報、分別ルールを守れていない排出者を対象とした啓発の実施、警告シールの貼付や収集留保などの分別排出指導を検討するとともに、事業者と連携した回収手法の多様化によるリユース・リサイクルの強化など、資源循環の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>【本編 P146 事業 No. 21、22、P147 事業 No. 24 参照】</p>	B
55	<p>サーキュラーエコノミーの実現には、事業者や市民による徹底した分別が必要である。プラスチックの種類毎に分別することが出来れば、ボトル to ボトルのような水平リサイクルの実現が可能になり、様々なリサイクル商品が生まれ循環型社会のモデル都市になる。</p>	<p>市民や事業者による分別の徹底は重要と考えます。製造者側でも単一素材化の取組が進んでいることから、こうした動きを踏まえ、製品ごとの自主回収やリサイクルの促進を支援し、水平リサイクルの拡大につなげてまいります。【本編 P147 事業 No. 24 参照】</p>	B
56	<p>ごみの減量を進めるため、生ごみをたい肥にして土に戻す取り組みについて、学校などで教育を実施してほしい。</p>	<p>生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進に向け、生ごみリサイクルの知識や経験を持つ「生ごみリサイクルリーダー」による小学校などでの減量化・リサイクル体験学習等を継続して進めてまいります。</p> <p>【本編 P148 事業 No. 26 参照】</p>	B
57	<p>生ごみ処理機の購入助成について、さらなる周知拡大と拡充を要望する。また、生ごみ処理機自体が高額で、低所得者や若者にとっては手が届きづらい。現在の助成に加えて、低所得者や若者向けにキャンペーンを打つことなどを検討してほしい。</p> <p>【同趣旨の御意見としてほか2件】</p>	<p>生ごみ処理機の購入助成については、市 HP や冊子で周知し、普及啓発を進めてまいります。生ごみ処理機の助成の拡充については、利用状況や社会状況を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>【本編 P148 事業 No. 26 参照】</p>	D
58	<p>国も「食品ロス」に言及し、市も重点的に取り組む姿勢を示したことは心強い。事業者も家庭も、それぞれに取り組めることが多いが、まだまだ情報や理解が足りていないと感じるので、具体的な取り組み方を示した広報等の充実を望む。</p>	<p>家庭や事業者における食品ロス削減に向け、SNS や市のホームページなどの各種広報媒体を活用するとともに、イベント等での啓発活動の充実等を行うことにより、行動変容を促してまいります。</p> <p>【本編 P148 事業 No. 26、27、P150 事業 No. 31 参照】</p>	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
59	事業 No. 27、31 の重点項目（食品ロス削減対策）について、具体的な方法はどのような内容となるのか。	本編 P148 の事業 No. 27 については、SNS や市HP 等の広報媒体を活用し、食品ロス削減の普及啓発を行うとともに、フードドライブの充実に向けたフードバンク団体への支援や大規模ショッピングセンターにおいて食べ残しをなくす意識啓発のためのイベントの実施等、取組を進めてまいります。また、本編 P150 の事業 No. 31 については、事業者指導の際などに事業系食品廃棄物のリサイクルへの誘導や小売事業者や飲食店等に対する食品ロス削減協力店への加入を促進し、市民に利用を促す取組を行うことなどにより、食品ロス削減を図ってまいります。	D
60	廃棄物処理は、どうしても後追いの対策となることはやむを得ないが、産業構造の変化に応じた事業者指導を適切に実施してもらいたい。	排出事業者にきめ細かな指導や資源化手法の広報などを実施し、さらなる減量化・資源化の取組を進めてまいります。 【本編 P149 事業 No. 29、P151 事業 No. 33 参照】	B
61	勤務先では、個人情報を含む紙類はシュレッダーにかけ、それ以外は燃えるごみに捨てられており、資源化に向けた周知が不足していると考えられる。紙類の資源化に向けて重点的に取り組んでいただきたい。	事業系ごみの減量化・資源化に向け、排出事業者へのきめ細かな指導や資源化手法の広報に取り組んでまいります。また、リサイクル可能な事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組を開始し、紙類の資源化を一層進めてまいります。 【本編 P149 事業 No. 29、P157 事業 No. 49 参照】	B
62	焼却中に占める紙類の割合が多いが、市はペーパーレス化を進めているのか。	市民や事業者の模範となるよう、市が率先して市庁舎等においてごみ減量化運動を推進し、デジタル化によるペーパーレス化を進めてきています。今後も着実に取組を進め、SNS 等で市の取組を紹介することにより、市民や事業者のペーパーレス化を促してまいります。なお、今回の計画は冊子印刷を改め、WEB 閲覧のみとしています。 【本編 P152 事業 No. 36 参照】	D
63	災害時における産業廃棄物処理施設との連携強化を進めるうえでサウンディング調査等の実施や連携先事業者の選定にあたりプロポーザル等の実施を予定しているのか。	災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向け、産業廃棄物施設の活用を含め民間事業者や産業資源循環協会との連携を強化してまいります。必要に応じてヒアリング等により情報収集を行いますが、現時点でプロポーザル等の予定はありません。 【本編 P153 事業 No. 39 参照】	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
64	<p>災害対応として平時から一般廃棄物・産業廃棄物を横断した資源循環ネットワークを構築しておくことは、重要であると考えます。</p>	<p>災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向け、「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」に基づき業界団体等と締結している協定により、災害発生時の迅速な対応に資する協力体制の基盤を平時から整えてまいります。【本編 P153 事業 No. 39 参照】</p>	B
65	<p>近年、災害が身近に感じられる中、大量の災害ごみ発生時の対策や分別ルールが周知・徹底されていないことは大きな課題である。市民が日頃からルールを認識し備えられるよう、地域の防災訓練に「災害ごみの出し方」を組み込むことを検討して欲しい。</p>	<p>災害発生時は通常の体制でのごみ収集が困難となることが想定されるため、災害時の分別方法などをわかりやすくまとめた冊子や各種広報媒体を活用し、各区で実施する総合防災訓練等での啓発を行っておりますので、引き続き、平常時から市民等への周知を図ってまいります。【本編 P153 事業 No. 38 参照】</p>	B
66	<p>一般廃棄物収集運搬業の新規許可停止方針の継続を強く支持するとともに、物価高騰や人件費上昇に伴う処理経費の増加分を適正に排出事業者へ転嫁できるよう排出事業者への啓発を要望する。 【同趣旨の御意見としてほか1件】</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業の許可の適正な運用に向け、再生利用を目的とするものを取り扱う場合等を除き、当面の期間、新規許可を停止するとともに、現状の許可事業者による適正な処理が継続かつ安定的に実施されるよう取り組んでまいります。また、社会状況の変化等を注視しつつ、適正な排出事業者指導を行ってまいります。 【本編 P157 事業 No. 50 参照】</p>	D
67	<p>木くずを破砕して燃料チップを生産する事業において、災害時に設備の復旧に長期間を要する場合、代替地で移動式チッパー機などを活用し、仮復旧（操業）を可能とするための特別許可制度の整備を検討してほしい。</p>	<p>災害・緊急時の廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の確保に向け、処理事業者の事業計画書における業務継続計画や災害廃棄物処理に関する計画の確認を通じ、仮復旧（操業）を可能とする事例研究など、処理事業者の事業活動継続に向けた対策の推進を図ってまいります。 【本編 P162 事業 No. 60 参照】</p>	D
68	<p>電子マニフェストの普及促進に向けた排出事業者への指導徹底や、市への実績報告・申請手続きの完全オンライン化による事務負担の軽減を要望する。</p>	<p>立入検査や説明会等の機会を活用し、電子マニフェスト制度の周知や導入事例の紹介など、排出事業者への丁寧な指導・助言を行うことで、電子マニフェストの普及促進に取り組んでまいります。 また、報告書類及び申請手続きについては、法令や運用上の課題を整理しつつ、順次電子化に向けて取り組んでまいります。 【本編 P162 事業 No. 61 参照】</p>	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
69	各区役所で毎月開催しているごみ相談窓口について、古着類等に加えて、生ごみやてんぷら油を集めるなど有効活用してほしい。	てんぷら油につきましては、現時点では本市による回収は予定しておりませんが、市民団体や民間事業者の取組を市ホームページでの紹介を行っているところです。 ごみ相談窓口の活用につきましては、利用状況を踏まえ内容充実に向けて検討を進めてまいります。	<b>D</b>
70	一時多量ごみについて、処理センターの受入れが1日当たり午前2台、午後2台と決められているが、午前回収し午後搬入することが多いため、受入れ台数枠を廃止してほしい。	一時多量ごみ制度の受入れ台数枠については、許可業者等と意見交換を行いながら更なるサービスの拡充に向けた検討を進めてまいります。	<b>D</b>
71	一時多量ごみの将来的な増加への対応策として、生活環境事業所への申請書提出がオンライン申請も可能となったことは大変喜ばしい。ネット利用について、さらなる推進をお願いしたい。	今後も更なるサービスの拡充に向けてデジタル化等の活用を継続して進めてまいります。	<b>B</b>
72	リサイクル率の高いプラスチックをケミカルに回す仕組み作りを支援してほしい。	プラスチックリサイクル等の実証事業の実施や、再資源化事業等高度化法の認定など高度なリサイクルに係る情報提供等を行うとともに、更なるリサイクルの推進に向けて国へ要望してまいります。	<b>D</b>
73	廃プラスチックをリサイクルした製品を市内で販売する場合は、市のブランドとして認定してほしい。	本市では、原材料調達から廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体でのCO <sub>2</sub> 削減に貢献する製品・技術等を「川崎 CN ブランド」として認定しています。廃プラスチックをリサイクルした製品についても、認定要件を満たす場合は対象となります。	<b>B</b>
74	市が認定した再生プラスチック商品については市が積極的に販売する手助けをしてほしい。	「川崎 CN ブランド」の認定製品については、川崎国際環境技術展での認定式や市の広報媒体を通じて広く発信し、販路拡大の支援を実施しています。	<b>B</b>
75	食品残渣のリサイクルには、残渣を肥料化・飼料化が出来る性状に保つための設備等や需要家まで輸送する等といった多くの課題があり、排出事業者と肥料・飼料製造会社の連携強化といった行政の橋渡しの役割が不可欠と考える。	食品残渣の有効活用は重要であり、排出事業者に食品リサイクル法に基づく登録事業者の紹介などを行っています。 引き続き、事業者間の連携や情報提供を進め、食品ロス削減と資源循環を進めてまいります。	<b>B</b>

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
76	<p>災害時の迅速な廃棄物処理に向け、市内廃棄物処理事業者と連携し、仮置場設置・運営訓練を平時から実施することが重要。また、既存施設の活用や仮置場での処理業務など、民間協力体制を事前に構築し、計画に位置付けることを期待する。</p>	<p>「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」に基づき、業界団体との協定により平時から協力体制を整えてまいります。今後は、連絡体制や役割分担の明確化、手順書整備、訓練の検討を進め、迅速な対応に直結する実践力の強化を進めてまいります。</p>	B
77	<p>事業 No. 08 の脱炭素アクションみぞのくちはモデル事業として先行実施されていると思うが、これまでの具体的な成果と、今後どのような取り組みを進めるのか知りたい</p>	<p>脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」では、マイボトルやリユース食器の利用促進、プラスチック削減など脱炭素・循環型ライフスタイルの普及拡大を推進してきました。今後は溝口周辺の脱炭素エリアブランド化を目指し、企業・団体との連携強化や新規参加促進、事業拡大、市民の行動変容をさらに促進してまいります。</p>	D
78	<p>循環型社会を目指すなら、市のイベントで配布されるノベルティはできるだけ減らすべきだと思う。文房具などは既に持っていることが多く、使わずに捨てられる可能性が高いため、ノベルティ以外の方法を検討してほしい。</p>	<p>市のイベントで配布する啓発物品等については、川崎市プラスチックごみの削減に向けた市内率先行動指針に基づき、必要性を十分に考慮した上で、必要な場合にはプラスチック代替となる紙製品やバイオプラスチック製品等を積極的に活用することとしており、引き続き、市役所内への周知を行ってまいります。</p>	D

(4) その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
79	徳島県上勝町のゼロ・ウェイストセンターのように、市民が持ち込んだものを交換できるスペースがあるとよい。	リユースについては、事業者による自主回収や拠点回収のマップ化等を進め、市民の利用促進を図るとともに、不要品を市民から引き取り、必要とされる方へ有償（一部無償）にて引き渡す、民間リユーススポットの活用を促進してまいります。【本編 P147 事業 No. 24 参照】	D
80	公共施設を作る際には、ゼロ・ウェイストセンターのように、使われなくなった窓枠や捨てられる家具を棚などに再利用し、市民の意識を高める工夫をしてほしい。	環境啓発施設やイベントなどを通じて、リユースやアップリサイクルなどの取組を今後も進めることで市民の意識醸成を図ってまいります。	D
81	アルミ缶の回収する人たちを止めてほしい。市内にごみ箱を設置して回収する仕事などで雇用を生むのはどうか。	アルミ缶などの資源物の持ち去り行為は「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」で禁止しています。パトロールや指導を強化することで抑止に努めてまいります。 まちなかへのごみ箱設置は、衛生管理や不法投棄防止の観点から困難であるため、拠点回収や店頭回収を活用し、事業者や地域団体と連携して資源循環を進めてまいります。 【本編 P161 事業 No. 57 参照】	D
82	川崎 CO <sub>2</sub> クレジット（域外貢献）について、カーボンクレジット・オフセット分として温対法（地球温暖化対策推進法）やGX 推進法（脱炭素成長型経済構造移行推進法）への適用を含めた検討をお願いしたい。	川崎メカニズム認証制度は、川崎市内事業所で研究・開発または製造された製品等の普及による市域外への削減貢献量を認証する制度です。温対法・GX 推進法への適用については、国においてクレジットの対象を検討するものとなっています。	E
83	市が資源物として売却した金属や古紙、廃プラスチック等は海外依存が強く輸出が困難になった場合に備え、入札指名先の適正処理やリサイクルフローの健全性を確認するとともに、資源の海外流出防止のため最終ユーザーを国内へ限定するなどの対策を要望する。	適正処理やリサイクルフローの健全性は重要と認識しています。 一方で、資源物の売払に関する入札制度は、地方自治法、各種リサイクル法、川崎市契約規則等に基づき運用しており、売却後の資源物の最終ユーザーを国内に限定するなどの条件を設けることは、公平性・競争性の確保が原則であることから、現行制度上困難となっています。	D
84	ヨーロッパで広がるビンのデポジット制度を検討してほしい。	空きびんデポジット制度は有効と考えていますが、導入には国の制度設計や広域回収体制が必要となりますので、国の動向を注視し、事業者との協働や啓発でリユース拡大に取り組んでまいります。	D